



Q

普段は仕事が忙しく、家族や友人と過ごす時間がなかなかありません。早く帰り、夏休みも家族変革する「ゆう活」(ゆ

A

とゆつくり過ごしたいと思いますが、何かいい制度はありませんか。
働き方の見直しに向けた取り組みとして、夏の間は朝早くから働き始め、

「ゆう活」と「プラスワン休暇」

「ゆう活」(ゆつくり過ごす)と「プラスワン休暇」(1日追加休暇)を推進しています。鳥取労働局働き方改革推進本部でも、朝型勤務の活用など企業の勤務の活用など企業の実情に応じて取り組んでもらうよう、労使団体、企業トップなどに要請しています。

また、休暇制度の活用も考えられます。内閣府の「仕事と生活の調和推進のための行動指針」では、年次有給休暇取得率を70%とする目標が掲げられています。2018年では48.8%となっており、年次有給休暇は労働者が請求した時期に取り合いますが、労使協力して取得し、労使協

定を結べば、付与日数のうち5日を除いた残り日数を、計画的に割り振ることが可能です。計画的付与には▽全従業員同一の日付とする「一斉付与方式」▽グループ別に交代で付与する「交代付与方式」▽誕生日などの個人的な記念日を優先的に充てる「個人別方式」があります。

夏季休暇に年次有給休暇を組み合わせる「プラスワン休暇」で連続休暇を取得していただけますか。

詳しくは鳥取労働局労働基準部監督課へお問い合わせください。

鳥取労働局労働基準部監督課 電話 0857-29-1703